



社団法人 全国清涼飲料工業会

PETボトルリサイクル推進協議会の会員を紹介します。

社団法人全国清涼飲料工業会の目的は、「公共の利益と調和のとれた清涼飲料業界の発展」、「清涼飲料の品質の確保」、「清涼飲料の健全な消費のため、の正しい知識の普及」であります。このため会員相互の連携のもとに、各々の会員を越え、また共通の諸課題について議論、検討の場を提供すると共に、これらに際し飲料業界の考え方を確立し、国政、行政のあらゆるレベルと社会の関連諸団体、グループ、メディアに対し、飲料業界の代表として活動する団体です。会員構成は、大企業

業関係会員四四、団体四(日本コカ・コーラボトラーズ協会、ペプシコーラボトラーズ協会、日本ミネラルウォーター協会、コヒー飲料研究会)、都道府県団体会員四四です。賛助員は、清涼飲料に密接な関係を持つ製造原料・資材、製造設備機械、販売用設備・器具・資材、その他の製造・販売などの関連業社で九四社です。内部運営機構は、公共事業部門と検査事業部門に別れており、「総務部、事業部、広報部、技術部」の四部門と、検査所を設けております。当工業会の主な事業は、総合

対策(清涼飲料に係わる諸制度の制定・改廃等、経済環境の変化に対応する緊急対策、世界各国の清涼飲料団体や国際団体との連携、その他社会の関連

諸団体等多面的な対応策の推進)、環境対策(リサイクル、自動販売機に係わる整備等)、調査・統計の整備、イベント・セミナーの開催、広報活動、消費者対策、清涼飲料相談センター、技術対策、日本清涼飲料研究会、検査事業(検査所)などがあります。また、これらの事業を円滑に進めるため、各種委員会を設置し、現状に則した検討・対策を講じております。

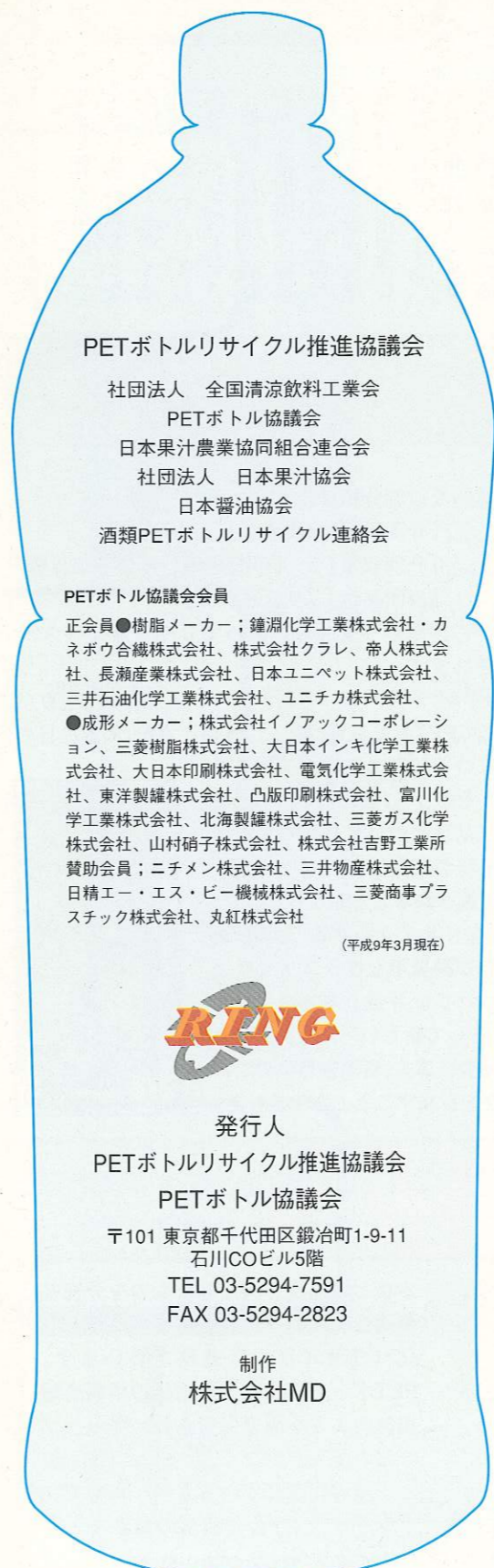
清涼飲料に関するお問い合わせご相談は左記にご連絡ください。
〒113 東京都文京区本郷三丁目三番一号
クロセビア本郷
社団法人 全国清涼飲料工業会
TEL 03-5294-1066
FAX 03-5294-1066

編集後記

誰でも出すごみ、誰もが嫌うごみ、しかし誰かが必ず処理しなければならぬごみ。このごみの減量リサイクルが国民的環境問題として注目されるなか、新法で家庭から出される容器のリサイクルへの責任分担が明確になりました。当推進協議会が従来からの啓発活動に加え、指定法人への支援活動も始めたことにより、改めてこの広報誌「RING」の役割を認識しながら編集に取り組んでみたいと思っております。より良いリサイクルを目指して前進のため、皆様のご意見をお待ちしています。(S)

本誌は再生紙を使用しております。

PETボトルリサイクル推進協議会 会員団体



PETボトルリサイクル推進協議会
社団法人 全国清涼飲料工業会
PETボトル協議会
日本果汁農業協同組合連合会
社団法人 日本果汁協会
日本醤油協会
酒類PETボトルリサイクル連絡会

PETボトル協議会会員
正会員●樹脂メーカー：鐘淵化学工業株式会社・カネボウ合繊株式会社、株式会社クラレ、帝人株式会社、長瀬産業株式会社、日本ユニベットの株式会社、三井石油化学工業株式会社、ユニチカ株式会社、●成形メーカー：株式会社イノアックコーポレーション、三菱樹脂株式会社、大日本インキ化学工業株式会社、大日本印刷株式会社、電気化学工業株式会社、東洋製罐株式会社、凸版印刷株式会社、富川化学工業株式会社、北海製罐株式会社、三菱ガス化学株式会社、山村硝子株式会社、株式会社吉野工業所 賛助会員：ニチメン株式会社、三井物産株式会社、日精工・エス・ビー機械株式会社、三菱商事プラスチック株式会社、丸紅株式会社
(平成9年3月現在)



発行人
PETボトルリサイクル推進協議会
PETボトル協議会
〒101 東京都千代田区鍛冶町1-9-11
石川COビル5階
TEL 03-5294-7591
FAX 03-5294-2823

制作
株式会社MD

Vol. 2

1997年

発行：PETボトルリサイクル推進協議会
PETボトル協議会

〒101 東京都千代田区鍛冶町1-9-11
石川COビル5F
TEL：03-5294-7591
FAX：03-5294-2823

RING

PET BOTTLE RECYCLING

PETボトルは生活の一部です。

日本にPETボトルが最初に登場したのは、一九七七年。しよゆを始め、飲料・酒類、その他に広く使われ、今では生活のなかに溶け込んでいます。ボトル使用量の増加に伴い、リサイクル事業を始める企業も増えてきました。業界による使用済みPETボトルの大規模な処理工場が一九九三年栃木県に建設されてから、関東地方を中心にリサイクルが本格化しました。更に、一九九七年より容器包装リサイクル法が施行され、消費者の分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化が加速されています。

リサイクル設備が着々と拡充しています。

PETボトルは繊維製品、シート製品、容器などに再利用できます。新リサイクル法では、プラスチックのうちPETボトルについては再生製品として利用することになっており、業界による二番目の大規模リサイクル工場が三重県伊賀町で稼働しました。この「よのペットボトルリサイクル(株)」(写真)では、主として中部・近畿地方の自治体が分別収集したPETボトルの再生処理を担当する予定です。この工場では集められたPETボトルを洗浄・粉砕・選別して再び原料として使えるよう加工します。また、自治体の分別収集の進展に応じて、各地で既にリサイクルを行っている企業の設備拡張、新規参入企業の増加などが見込まれています。



優れた資源、PETボトル

関係者の協力でリサイクルが推進されます。

PET樹脂メーカー、容器メーカー、中身メーカーなどPETボトル関連業界では、これらのリサイクル工場に対し、設備計画、生産技術、品質管理、再利用技術などについての支援活動を行っております。リサイクルは、排出する消費者、収集する自治体、受け皿のリサイクル工場などの努力とともに、再生品製造者、再生品の使用者の協力を得て始めて完結されるものです。このような考えで、PETボトルリサイクル推進協議会では、会員各社の専門技術者の知識を結集し、リサイクル活動に取り組んでいます。消費者の方のリサイクルへの協力とともに再生品の購入、使用の促進についてもお願いいたします。



よのペットボトルリサイクル(株)
〒519-14 三重県阿山郡伊賀町大字柘権町字梅原853
TEL：0595-45-7800 FAX：0595-45-9071

CONTENTS

3月31日 vol. 2 1997

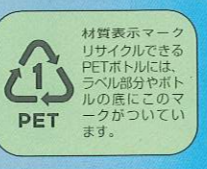
優れた資源、PETボトル	PETボトルは生活の一部です。	1
分別収集計画自治体MAP		2-3
PET再利用品		4-5
▶指定法人の事業スキーム		6
指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会の事業スキーム / わかりやすい「容器包装リサイクル法」 / PETボトルQ&A		7
会員紹介「社団法人 全国清涼飲料工業会」		8

分別収集

にご協力ください

リサイクルできるPETボトルの種類です

飲料用	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本茶、麦茶などの容器
酒類用	焼酎、本みりん、清酒、洋酒、などの容器
しょうゆ用	しょうゆの容器



1 キャップをはずしてください。

2 中をすすいでください。

3 つぶしてください。

注意 絶対に出さないでください。

4 地域のPET収集日に 出してください。

分別収集 計画自治体MAP

自治体数 (一部事務組合を含む)



分別収集計画自治体

(1997年1月現在)

北海道 道庁 小樽市 札幌市 苫小牧市 旭川市 網走市 稚内市 美幌市 釧路市 帯広市 旭川市 稚内市 美幌市 釧路市 帯広市	青森県 青森市 八戸市 三好市 五戸市 十和田市 弘前市 三好市 五戸市 十和田市 弘前市 三好市 五戸市 十和田市 弘前市	岩手県 盛岡市 大船渡市 一宮市 滝川市 花巻市 盛岡市 大船渡市 一宮市 滝川市 花巻市 盛岡市 大船渡市 一宮市 滝川市 花巻市	秋田県 秋田市 横手市 大館市 由利町 大館市 横手市 大館市 由利町 大館市 横手市 大館市 由利町 大館市 横手市	山形県 山形市 酒田市 尾花沢市 鶴岡市 酒田市 尾花沢市 鶴岡市 酒田市 尾花沢市 鶴岡市 酒田市 尾花沢市 鶴岡市 酒田市 尾花沢市	福島県 福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 福島市 郡山市	茨城県 水戸市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市	栃木県 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市 宇都宮市	群馬県 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市	埼玉県 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市	千葉県 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市 千葉市	東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都	神奈川県 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市 横浜市	新潟県 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市 新潟市	富山県 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市	石川県 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市	福井県 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市	岐阜県 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市	愛知県 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市 名古屋市	静岡県 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市 静岡市	愛媛県 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市 愛媛市	高知県 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市 高知市	徳島県 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市	香川県 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市	岡山県 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市	広島県 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市	山口県 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市	徳島県 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市	香川県 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市	岡山県 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市	広島県 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市	山口県 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市	徳島県 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市	香川県 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市 高松市	岡山県 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市 岡山市	広島県 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市	山口県 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市 山口市
--	--	---	---	---	--	--	---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東京都 江東区では...

江東区は、東京都の東部に位置し、隅田川、荒川という東京を代表する二つの河川に東西を挟まれ、さらに南には東京湾と接するという、豊かな水辺環境に恵まれたまちです。江東区のまちの形成は、ごみの埋め立ての歴史と切り離すことができません。徳川家康が江戸に幕府を開いたときから、この地域は江戸(東京)の人々が出すごみの最後の受け入れ地だったのです。昭和四〇年代に勃発した「ごみ戦争」の発火点がこの地だったことをご記憶の方も多いのではないのでしょうか。

このような歴史を背景として江東区民はごみリサイクルの問題に、常に敏感に反応し、積極的に行動してきました。平成四年にリサイクル推進課が発足することによって、こうした区民の活動はさらに大きく広がりました。平成三年一月にびんと缶を対象に、町会・自治会を単位としてスタートした分別回収は、平成八年一〇月現在では、一九

習の場としております。また、大幅に減量したのちの不燃物は大阪湾フェニクスに埋め立てる計画を進めています。ペットボトルは新しい時代の容器包装としていろいろな分野で利用が急増しています。甲西町の場合、平成六年度までは甲賀郡衛生センターの炉が古いため、プラスチック類は埋め立て処分をしていましたが、平成七年度から新しい炉が完成しプラスチック類も焼却できるようになりました。しかし、時代の要請であるプラスチック類の資源化を進めることとし、平成八年度からペットボトルの分別回収をはじめました。収集方法は町内四三〇ヶ所の

ごそのものであり、この場を借りて改めて感謝する次第です。平成一二年には、現在都が行っている清掃事業を各区に移管することが予定されています。ごみは都、リサイクルは区が分担するという住民にとっては分かりにくい現在のシステムが「一般市並み」になることによって、これまでどちらかといえば遅れていた区部におけるごみ減量とリサイクルへの取組みも、飛躍的に拡大するものと期待されています。そのときまでに、ペットボトルも含めた分別回収のシステムを区全域に拡大していくことが、当面の私たちにとっての最大のテーマです。

(江東区土木部リサイクル推進課 滝永登課長)



滋賀県甲賀郡 甲西町では...

滋賀県甲賀郡甲西町はびわ湖の東南に位置し、町の中心を国道一号线、JR草津線、野洲川が平行して流れ、町の北側には湖南工業団地が広がり、京都・大阪方面へのベッドタウンとして、また工業地域として発達してきました。人口は四〇九六二人、二六八四世帯(平成九年一月一日現在)です。工業地域が広がるため住民の環境意識が高く、ごみ行政においても早くから分別収集を実施しています。昭和五六年頃から空きびんと空き缶の分別収集を行っており、平成八年度の収集方法は①燃えるごみ、②燃えないごみ、③資源

ごみ(ペットボトル、古紙・古布)、④空き缶、⑤空きびん、⑥粗大ごみ、⑦大型燃えるごみの七種分別(実質八種分別)を行っています。甲西町から排出されるごみのうち、燃えるごみは甲賀郡衛生センターで焼却処分されています。燃えるごみ以外につきましては、は、缶びん、ペットボトル、古紙・古布、金属類を資源化し、その後、最終処分場に埋め立て処分してきました。

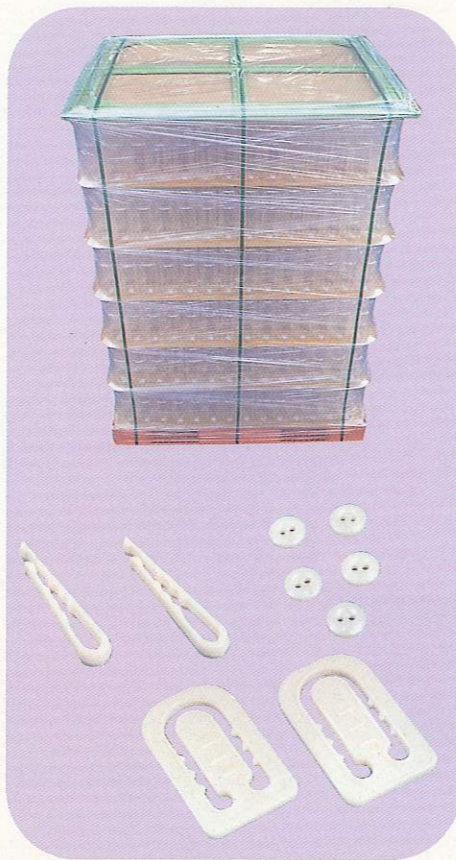
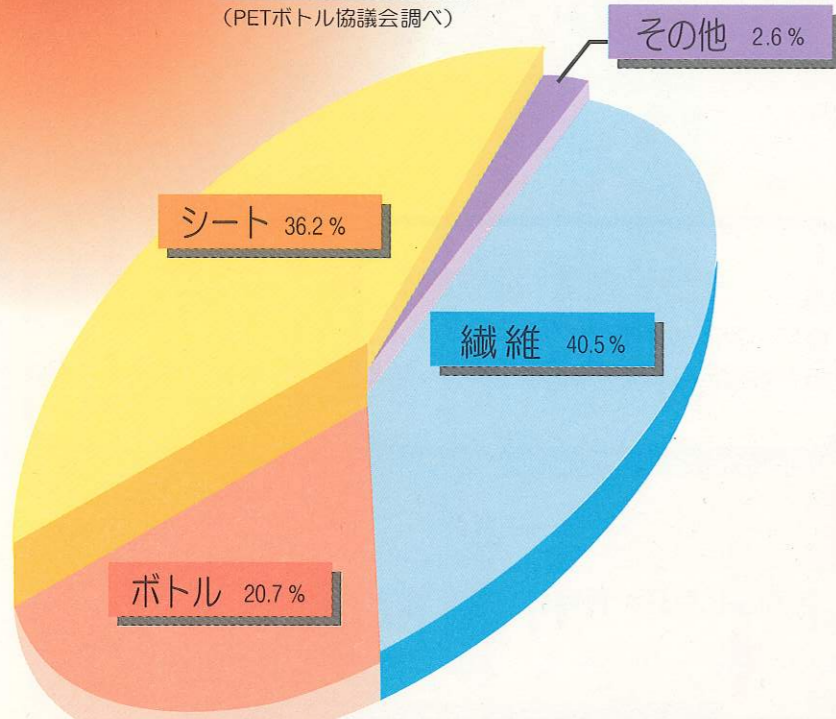
しかし埋め立て処分場の残余年数もあと数年となったことから、平成八年度にリサイクルプラザ(二二トナ/日)を建設し、ごみの減量化・再資源化の施設として、また住民の学

習の場としております。また、大幅に減量したのちの不燃物は大阪湾フェニクスに埋め立てる計画を進めています。ペットボトルは新しい時代の容器包装としていろいろな分野で利用が急増しています。甲西町の場合、平成六年度までは甲賀郡衛生センターの炉が古いため、プラスチック類は埋め立て処分をしていましたが、平成七年度から新しい炉が完成しプラスチック類も焼却できるようになりました。しかし、時代の要請であるプラスチック類の資源化を進めることとし、平成八年度からペットボトルの分別回収をはじめました。収集方法は町内四三〇ヶ所の

(甲西町民生部生活環境課 井後良紀課長補佐)

再利用品の用途

(PETボトル協議会調べ)



このマークを
ご存じですか？

PET再利用品

「PETボトルリサイクル推奨マーク」は使用済みのPETボトルからリサイクルされた商品に付けられているマークです。消費者の皆様から分別収集されたPETボトルはリサイクル可能な樹脂に戻され、様々な製品に生まれ変わっています。その製品は実に多種多様で、きつと皆様の身のまわりにもいくつかあるのではないかと思います。しかしその商品を目見ただけでは、それがリサイクル商品かそうでない商品かは識別できず、知らずに使用されている方がほとんどだと思えます。そこで当協議会では消費者の皆様がリサイクル樹脂で作られた製品であることを理解して頂くためにこの「PETボトルリサイクル推奨マーク」を作成しました。今回ご紹介する再生品はほんの一部ですが、今後どんどん増えてくることと思えます。このマークがリサイクル社会に寄与したいと願う消費者の方々への商品選択の一助になればと考え



- 再生品サンプル協力会社
- 日本生活協同組合連合会
 - 金星製紙(株)
 - ライオン(株)
 - 花王(株)
 - キリンビール(株)
 - サントリー(株)
 - アサヒビール(株)
 - 宝酒造(株)
 - 大正製薬(株)
 - 帝人(株)
 - 山喜(株)
 - 東洋紡績(株)
 - パタゴニア日本支社
 - 根来産業(株)
 - 小山化学(株)
 - サンスター文具(株)
 - キステム(株)
 - 古林紙工(株)
 - ファルホーク(株)
 - ナックス(株)
 - シンワ産業(株)
 - 積水化成工業(株)
 - (株)アイ・コーポレーション
 - (株)ナカジマコーポレーション
 - 大島産業(株)
 - ミズノ(株)
- (順不同)





容器包装リサイクル法において、容器利用および容器製造等事業者は再商品化義務履行の方法として以下の三つから選択することになります。

- ① 指定法人のルート
- ② 独自のルート
- ③ 自主回収

①の事業者の再商品化義務を代行する法人として、主務四省大臣から平成八年一〇月三十一日に指定を受けたのが「財団法人 日本容器包装リサイクル協会」で、全素材横断の全国で一つの指定法人です。

当面平成九年四月から法施行の対象となるPETボトルとガラスびんの再商品化

指定法人 (財)日本容器包装リサイクル協会 の事業スキーム

事業を行い、平成二二年から施行対象となるプラスチックと紙箱の事業についても今後予定しています。

機能としては、消費者が分別排出した容器包装廃棄物を、市町村が分別収集、分別基準適合物として指定保管施設に保管しますが、それを指定法人が事業者の委託に基づき再商品化事業者に委託をし、引取運搬・再生処理して再商品化するものです。なお、市町村負担分（小規模事業者適用猶予事業者の負担分に相当）についても市町村から委託を受けてあわせて再商品化を行います。

指定法人は、前記のごとく受委託が主体となりますので、リサイクルを推進するための技術開発や市場開拓への支援などの諸事業については、PETボトルについては、PETボトルについていえばPETボトルリサイクル推進協議会が担っていくこととなります。

わかりやすい

容器包装リサイクル法

わが国が、経済の発展につれ大量生産・大量消費・大量廃棄の社会となり、伴って廃棄物の排出量が増大、多様化するなかで、処理・処分場の絶対的不足・処理経費の増大に直面することとなりました。そこで、清潔で安全な生活を守ること、ごみ処理を円滑に実施すること、そして資源の有効な利用を図ることを目的に、経済そのものに環境に対する考慮が働くような仕組みを組み込むこととなりました。そのための第一歩として、平成七年六月「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が制定されました。この法律の意図は、廃棄物を資源として再生利用する道を法律で定めて、消費者、自治体、事業者の三者の各々の責任分担を明確にして、廃棄物の減少にみんなで取り組もうということ。更には過剰包装を避け、再商品化しにくい容器包装は製造しないよう誘導することも「ねらい」にしております。三

者の具体的な役割分担は、
 消費者 「分別排出」（決められた方法で）
 自治体 「分別収集」と「中間処理」及びその保管事業者 「再商品化」（リサイクル）
 この三つの歯車がうまく噛み合せてリサイクルシステムが構築されます。

平成9年4月からスチール缶、アルミ缶、紙パック、ガラスびんそしてPETボトル（飲料、しょうゆ、酒類）の五品目の分別収集についてこの法律が適用されますが、そのうちPETボトル、ガラスびんの二品目については事業者の再商品化義務が発生し、リサイクルがより一層推進されることとなりました。なお、現在リサイクル技術、および再商品市場が開発中なプラスチックと紙箱についても、平成12年から施行されます。もって新しいリサイクルシステムを社会に導入、資源循環型のごみゼロ社会を目指すこととなりました。



PETボトル Q&A

●**特定事業者**
 PETボトルを利用する中身メーカー、容器を製造するメーカー、および輸入業者等が特定事業者としての

リサイクル義務を負っていますが、指定法人へ委託する事もできます。

●**再商品化事業者**
 指定法人と契約して、自治体で分別収集された容器包装を引き取り、リサイクルする事業者です。

●**分別基準適合物**
 自治体が分別収集した容器で一定量集まり、異物が少なく減容化されてい

るなどの品質を満たしたものを分別基準適合物といい、特定事業者が再商品化（リサイクル）義務を負います。PETボトルの場合、自治体の中間処理施設のような所で保管され、キャップなどの混入が少なく、ベール（押し潰して減容化されているもの）状態で10トントラック1台分相当の量がまとまっている物が対象となります。

指定法人 財団法人 日本容器包装リサイクル協会 の事業スキーム

